



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年11月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 国土交通省関東地方整備局 関東地方整備局長 越智 繁雄
	指定開発行為の名称	川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島及び水江町地内
	指定開発行為の目的	道路の新設
	指定開発行為の内容	位置：川崎市川崎区東扇島及び水江町地内 延長：約3.0km 計画幅員：約20m（標準） 車線数：往復4車線
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年11月 完了予定：平成31年3月
環境影響評価の手続経過	平成26年 1月28日：条例環境影響評価準備書公告 平成26年 6月 6日：条例見解書公告 平成26年 9月19日：条例環境影響評価審査書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年11月12日（水）から 平成26年12月11日（木）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156